

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年11月17日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所管理部門  
釧路拠点長 伊藤 正木

## 1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 北海道知床半島沿岸域におけるトド分布状況および標識個体調査業務
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和4年3月18日
- (4) 業務場所 業務仕様書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を切り捨てた金額）をもち、その入札額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、の110分の100に相当する額を、見積もった契約希望金額を、入札書に記載する。

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書の交付を受けること。入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付 北海道釧路市桂恋116番地  
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所  
釧路庁舎  
電話 0154-91-9136  
FAX 0154-91-9355

② 宅配便着払いによる交付 任意書式に「北海道知床半島沿岸域におけるトド分布状況および標識個体調査業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①にてFAX送信すること。

③ メールによる交付 任意書式に「北海道知床半島沿岸域におけるトド分布状況および標識個体調査業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①にてFAX送信すること。

## 4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関する質疑がある場合には、令和3年11月30日までに上記3.あたりにて（アドレステキスト）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までに質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに、構内のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合は、当該個人を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することとする。

## 6. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和3年12月6日 11時00分  
北海道釧路市桂恋116番地  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所釧路庁舎 会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和3年12月6日 9時00分  
3. ①に同じ。

## 7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2  
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。  
※注1  
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他  
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が  
行う契約の概要を、おま  
結なす  
ま

（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が  
公表及び理解又は  
ご協力の締結  
を  
ご  
願  
い  
ま  
す  
。

#### 9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科省決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業務仕様書

## 1. 件名

北海道知床半島沿岸域におけるトド分布状況および標識個体調査業務

## 2. 業務目的

本業務は、北海道知床半島沿岸域での小型船舶および小型無人航空機によるトドの目視調査を委託し、当該海域のトド分布状況把握および標識再捕法による個体数推定のためのデータを得ることを目的とする。

## 3. 履行期限

令和4年3月18日

## 4. 業務内容

### 1) 業務場所

北海道知床半島沿岸 調査海域は目梨郡羅臼町知床岬～標津郡標津町標津川河口付近  
なお、指定海域図は以下のとおり。



### 2) 業務日数

令和3年12月20日～令和4年3月15日の間で、担当責任者と協議して以下の調査を実施するものとする。調査の内訳は以下のとおりである。

- ① 小型船舶を用いた羅臼海域調査：羅臼町知円別漁港～羅臼町ペキンノ鼻往復（1日間を2回）
- ② 小型船舶を用いた標津海域調査：標津町標津漁港～標津町元崎無異川河口の沿岸および沖合（1日間を2回）
- ③ 陸上からの羅臼海域調査：羅臼町知円別漁港～標津町元崎無異川沿岸（10日間）

①、②の調査は、期間の前半と後半に各1回実施するものとし、①および②は連続もしくは近接した日に行うものとする。

③の調査は、期間を以下の6つに分け、1～5の期間にそれぞれ2日間の調査を計5回行うものとする。ただし、1の期間にトドの来遊が見られなかった場合は6の期間に1回行う

こととする。また、各回の調査はなるべく連続もしくは近接した2日間で行い、5回の調査は定期的実施するものとするが、天候もしくはその他の事情により困難な場合はその限りではない。

- 期間 1. 令和3年12月20日～12月31日
- 2. 令和4年1月1日～1月15日
- 3. 令和4年1月16日～1月31日
- 4. 令和4年2月1日～2月15日
- 5. 令和4年2月16日～2月28日
- 6. 令和4年3月1日～3月15日

3) 船舶手配

トドの探索・目視が可能な小型船舶を、羅臼海域、標津海域それぞれで手配すること。

4) 小型無人航空機手配

トドを発見した際に、頭数および標識個体の正確な把握を行うため上空から群れ撮影が可能な小型無人航空機を手配すること。

5) 報告方法

目視調査の結果は任意の記録用紙に記載し、担当責任者へEメールで報告すること。

5. その他

- 1) 本業務に必要な船舶の燃料及び消耗品は請負者の負担とする。
- 2) 上記3. 履行期限までに業務完了報告書を提出することにより、本業務を完了とする。
- 3) 詳細について担当職員の指示に従い、安全且つ確実に遂行すること。
- 4) 調査の詳細については別添の実施要領を確認すること。

以上

令和3年度  
北海道知床半島沿岸域における  
トド分布状況および標識個体調査に関する実施要領

水産研究・教育機構 水産資源研究所  
広域性資源部 鰭脚類グループ

1. 目的：

知床半島沿岸域には冬季にトドの来遊があるが、日本海側で見られるような上陸場はなく、いくつかの決まった滞留海面以外では分布状況の継続的な調査は実施されていない。当海域では、来遊数及びその動向の把握が課題であり、標識再捕法を用いた来遊数推定が検討されている。そこで、小型船舶等を用いた目視調査を実施し、当海域におけるトドの分布状況および標識個体を確認し、標識再捕法による来遊数推定のためのデータを得ることを目的とする。

2. 調査海域：

北海道知床半島沿岸 調査海域は目梨郡羅臼町知床岬～標津郡標津町標津川河口付近  
なお、指定海域図は以下のとおり。



3. 調査時期・回数：

- 2021年12月20日～3月15日の間。
- 上記期間のうち、以下の調査を実施するものとする。
  - ① 小型船舶を用いた羅臼海域調査：羅臼町知床別漁港～羅臼町ペキンノ鼻往復（1

日間を2回)

ただし、天候が許す場合は羅臼町ペキンノ鼻～羅臼町知床岬の沿岸も探索するものとする。

- ② 小型船舶を用いた標津海域調査：標津町標津漁港～標津町元崎無異川河口の沿岸および沖合（1日間を2回）
- ③ 陸上からの羅臼海域調査：羅臼町知円別漁港～標津町元崎無異川沿岸（10日間）

①、②の調査は、期間の前半と後半に各1回実施するものとし、①および②は連続もしくは近接した日に行うものとする。

③の調査は、期間を以下の6つに分け、1～5の期間にそれぞれ2日間の調査を計5回行うものとする。ただし、1の期間にトドの来遊が見られなかった場合は6の期間に1回行うこととする。また、各回の調査はなるべく連続もしくは近接した2日間で行い、5回の調査は定期的に実施するものとするが、天候もしくはその他の事情により困難な場合はその限りではない。

- 期間1. 令和3年12月20日～12月31日
2. 令和4年1月1日～1月15日
3. 令和4年1月16日～1月31日
4. 令和4年2月1日～2月15日
5. 令和4年2月16日～2月28日
6. 令和4年3月1日～3月15日

#### 4. 調査内容：

- ・ 上記①②の調査においては、トドの探索・目視が可能な小型船舶を手配する。
- ・ 手配した小型船舶で、岸までの目視が可能な距岸約100–300mを岸沿いに航行し、進行方向から両側90度までの海面を探索する。
- ・ 上記③の調査においては、トドの滞留が確認されている定点を中心に、沿岸における群れの探索と観察を行う。
- ・ トドの群れを発見した際に頭数の正確な把握を行うため、上空から群れ撮影が可能な小型無人航空機（通称ドローン）を手配する。
- ・ 調査を実施する環境は、可能な限り海況2以下、視界0.5マイル以上とする。
- ・ 調査開始時および気象に変化があった際に、気象の情報（天気・海況・グレアなど）を記録する。
- ・ 航跡および観察地点はGPSを用いて記録する。航行中は位置と時刻を一定間隔で記録しておき、調査後に発見位置などの確認に役立てる。
- ・ トドを発見した場合は、その時刻・頭数・船舶もしくは岸からの距離・標識個体の有無及び情報を記録する。
- ・ 群れが大きく頭数および標識個体が正確に把握できない場合には、小型無人航空機による上空からの群れ撮影を行い、調査後に計数および標識個体の確認を行うこととする。
- ・ トド以外の海生哺乳類を発見した際には、種名・頭数・時刻を記録する。鯨種・アザラシ種など判別が不可能であれば単に「イルカ」「アザラシ」などと記録する。種の確認のためには、原則として接近しない。
- ・ 調査の結果は、撮影した映像とともに、担当責任者に報告する。
- ・ また、本調査による分布状況把握上の課題についても、報告することとする。